

令和3年6月1日

各 位



契約約款修正のお知らせ

平素より弊社サービス CT-e1/SaaS に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。
この度、CT-e1/SaaS コンタクトセンターサービス契約約款の修正を行いますのでお知らせ致します。
修正内容を下記の通り記載致しますので、是非ご一読下さいませよう宜しくお願い申し上げます。
いずれも利用者様の不利益になる修正内容ではございませんので何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。
今後もよりよいサービスのご提供が行えるよう、精一杯努めて参ります。
引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

【新契約約款適用日】 令和3年8月1日

【修正内容】 下表修正一覧に記載します。

【一覧表内説明】

- ・修正一覧において、「現行」欄に下線が引かれている該当部分は修正箇所を示しております。
- ・修正した内容は赤字及び下線にて記します。
- ・修正部分以外は「(略)」と記載しております。

修正一覧

修 正	現 行
第33条（付加機能利用の申込） （略） 3. 当社は、第10条（申込の 不承諾 ）に準じ、第1項の申込を承諾しないことがあります。この場合、利用契約者に対し、当社の定める方法によりその旨通知します。 （略） ※誤記を修正致しました。	第33条（付加機能利用の申込） （略） 3. 当社は、第10条（申込の 承諾 ）に準じ、第1項の申込を承諾しないことがあります。この場合、利用契約者に対し、当社の定める方法によりその旨通知します。 （略） ※項文誤記
第37条（付加機能の解約） （略） 3. 第19条（利用契約者が行う本契約の解約）および第20条（当社が行う本契約の解除）により本サービスの利用が解約または解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、付加機能を解約したものと取り扱います。（略） ※誤記を削除致しました。	第37条（付加機能の解約） （略） 3. 第19条（利用契約者が行う本契約の解約）および第20条（当社が行う本契約の解除） <u>定</u> により本サービスの利用が解約または解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、付加機能を解約したものと取り扱います。 （略） ※項文誤記

第48条（本サービスの廃止）

（略）

2. 当社は、前項の場合には、利用契約者に対し廃止する日の6ヶ月前までに書面によりその旨通知することとします。

第48条（本サービスの廃止）

（略）

2. 当社は、前項の場合には、利用契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに書面によりその旨通知することとします。